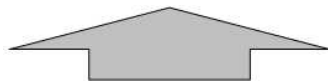


事務事業名 就学援助奨励事業

出力日：令和04年03月15日

キーコード：583

施策：	18	学校教育の充実	財務コード	01090103-28-00
基本事業：	08	就学の支援	担当部	教育部
基本事業の成果指標	就学支援（支給）が必要な児童・生徒への支援対応割合 就学支援（奨学金貸付）が必要な生徒への支援対応割合		担当課	学校教育課
			担当係	学校教育担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	~	新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者		【補助対象者】 生活保護の停止・廃止を受けて1年以内の世帯。 市民税が非課税又は減免の適用を受けている世帯。 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている世帯。 市で定めた認定基準額以下で生活状態が厳しい世帯。 【認定基準額】 ・前年度市民税額（所得割額）が15歳以下子供2人迄の世帯・・・97,200円以下 ・3人以降、子どもが1人増えることに、調整額21,300円を加算する。 ・住宅借入金特別控除、寄付金控除等の税額控除適用前の税額で判断。 （支給品目） ・学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA費、医療費（一部疾病）				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
経済的な理由によって就学困難な児童生徒への義務教育の就学を円滑に行う。						

4. 成果（簡易評価は未記入）								
成果指標名称	単位	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
認定者数	人	1,558	1,509		1,550			1,730

5. コスト								
事業費	計	千円	145,330	134,243	145,843	144,604		
	国	千円	2,247	2,993	3,420	3,995		
	県	千円	0	0	0	0		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	0	0	0	0		
	一般	千円	143,083	131,250	142,423	140,609		
正職員人工数	人工	1	1	1				
正職員人件費	千円	8,065	8,029	7,921				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	153,395	142,272	153,764	144,604			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）								
あがっている	就学援助制度の認定者は45人減少した。今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会活動低迷により、今後の申請者数の推移は注視しなければならない。							
どちらかといえばあがっている	令和元年度より入学前の保護者負担軽減を目的に、新入学用品費の早期支給を開始した。令和2年度は、小学生85人、中学生168人に早期支給をした。（前年度比、小学生13人増、中学生33人増）							
あがっていない（停滞・低下）	就学援助の項目及び単価については、国の『要保護児童生徒援助費補助金国庫補助限度単価』に準じて設定しているため、今後の動向を注視していく。							

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）								
対象動向	維持	類似事業	なし	援助対象世帯は年々増加しているが、事務がシステム化されておらず汎用の表計算ソフトで行っている。担当の事務負担が増大している中、住基、行基情報と連動したシステム化を検討している。文科省からの通知により平成25年度から生活保護基準見直しによる就学援助認定基準の変更はしていない。今後の生活扶助基準の見直し状況を注視していく。				
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし					
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし					
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり					
成果向上余地	中程度							

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	--	--	--	-------	----	-----	----	------

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）								

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				備考・特記事項 or 進行管理欄				
学校教育法では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、法定どおりの実施である。				準要保護就学援助については国庫補助の対象外とされた。（普通交付税措置による一般財源化）平成22年度に就学援助の費目の拡大（生徒会費、部活動費、PTA会費）を行った。経済的に厳しい保護者の支援措置が望まれている。				